**１　提出書類**

・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第５号）　※１

・積算内訳報告書　※１

・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）　※２

・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）　※２

・特定収入がある場合は仕入控除税額計算表（写し）　※２

※１　様式は、以下の群馬県ホームページからダウンロードしてください。

https://www.pref.gunma.jp/site/hojokin/2685.html

なお、当該年度内に額の確定が複数回行われている場合は、仕入控除税額報告書の「１　補助金等に係る（中略）確定額又は事業実績報告による精算額」は、**確定額を合計した金額**を記載してください。

積算内訳報告書（Excel）は、消費税の区分毎にシートが分かれていますので、下記３を御確認いただき、該当するシートを御利用ください。作成にあたっては、記載例を御確認ください。

※２　３月決算の場合は、R5.4.1～R6.3.31の期間のもの（１２月決算の場合は、対象経費の支出時期

に応じて、R5.1.1～R5.12.31及びR6.1.1～R6.12.31の期間のもの）

**２　留意事項**

（１）仕入控除税額（返還額）が０円の場合や、消費税の申告をしていない場合でも、仕入控除税額報告書

（様式第５号）及び積算内訳報告書を提出してください。

（２）返還額の計算において、課税売上割合は端数処理を行わずに計算し（ただし、消費税の申告におい

て、課税売上割合を端数処理した場合には、その割合を用いる。）、また、算出された返還額は円未満を切り捨ててください。

　※消費税確定申告書の課税売上割合の欄に「端数切捨て」と記載されている場合であっても、端数処理せずに計算している場合がありますので御注意ください。詳細は、別紙「確定申告書のチェックポイント」を御確認ください。

（３）仕入控除税額の計算において、対象経費の支出時期に応じた消費税確定申告書の課税売上割合を用いてください。

　　　※対象経費の支出時期が、複数の消費税確定申告書にまたがる場合は、消費税確定申告書毎に積算内

訳報告書を作成し、それぞれ計算した仕入控除税額を合算して報告してください。

（４）報告された仕入控除税額（返還額）については、後日、県から納付書（請求書）を送付しますので、

金融機関の窓口等で納付していただきます。

**３　参考**

返還額の整理　　　　　　　　　　　　　　　　※該当する積算内訳報告書（Excel）のシート番号です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 返還 | 番号※ |
| １　免税事業者 | なし | ④ |
| ２　納税義務者 | （１）簡易課税 | なし | ④ |
| （２）実績控除 | ア　公益法人等（社会医療法人を含む）で特定収入割合が５％超の場合 | なし | ④ |
| イ　ア以外の場合 | （ア）課税売上割合が９５％未満 | Ａ　一括比例配分方式 | あり | ② |
| Ｂ　個別対応方式 | ａ　補助金の対象経費が課税売上に要する課税仕入 | あり | ① |
| ｂ　補助金の対象経費が非課税売上に要する課税仕入 | なし | ① |
| ｃ　補助金の対象経費が課税売上と非課税売上に共通に要する課税仕入 | あり | ① |
| （イ）課税売上割合が９５％以上 | あり | ③ |